

1 公益社団法人等に対する寄附

平成 23 年以後に個人が支払った特定寄附金(注 1)のうち、次の(1)から(4)までに掲げる法人(注 2)(以下「公益社団法人等」といいます。)に対するもので一定の要件を満たすものについては、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額(その年分の所得税額の 25%相当額を限度とします。)について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法 64 条第4項の規定により設立された法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 更生保護法人

(概要) 年収 2 千万円程度以下の年間所得の場合、5 千円の寄附で 1,200 円、1 万円で 3,200 円 税が戻ります。(ダイトロン福祉財団 事務局)

(特別控除額の計算)

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{一定の要件を満たす寄附} \\ \text{金の額の合計額} \\ \text{(注3)} \end{array} \right) - 2 \text{千円 (注3)} \times 40\% = \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金特別控除額 (注4)} \left(\begin{array}{l} 100 \text{円未満} \\ \text{の端数} \\ \text{切り捨て} \end{array} \right)$$

(注 1) 「特定寄附金」とは、国、地方公共団体に対する寄附金のほか、例えば、次に掲げる寄附金です。ただし、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しません。

① 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして、財務大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

② 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第 217 条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(国、地方公共団体に対する寄附金及び①に該当す

るものを除きます。)

なお、所得税法施行令第 217 条で定めるものとは、例えば、次の法人をいいます。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

ハ 社会福祉法人

ニ 更生保護法人

(注 2) 「公益社団法人等」とは、上記(1)から(4)に掲げる法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす法人をいいます。

(注 3) 「その年中に支払った公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の 40%相当額が限度とされます。

また、この控除対象寄附金額(総所得金額の 40%相当額)及び控除対象下限額(2,000 円)は、寄附金控除(所得控除)の対象となる寄附金の額がある場合には、この寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

(注 4) 税額控除限度額(所得税の 25%相当額)は、[認定 NPO 法人寄附金特別控除](#)の額と合わせて判定します。なお、[政党等寄附金特別控除](#)の税額控除限度額は、これとは別枠で判定します。

2 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるための手続

この税額控除を受ける場合は、確定申告書に控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、寄附金の明細書および次の(1)、(2)の書類を確定申告書に添付する必要があります。

(1) 寄附金を受領した法人の名称、受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類(寄附者の住所、氏名が記載されたもの) (当財団がお渡しする寄附金領収証で可 - ダイトロン事務局)

(2) 所轄庁のその法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

(当財団が寄附金領収証と一緒にお渡しする「税額控除に係る証明書」のコピー(*)です。

- ダイトロン事務局)

(措法 41 の 18 の 3、措令 26 の 28 の 2、措規 19 の 10 の 4、平 23.6 改正法附則 23)